

## 長浜市告示第7号

長浜市建設工事等競争入札参加者の格付及び選定基準に関する要綱（平成28年長浜市告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年1月1日

長浜市長 浅見 宣義

第4条第1項第2号サ中「保護観察中の者及び」を「保護観察対象者及び」に、「緊急更生保護の対象者並びに売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条に規定する保護観察中の者」を「更生緊急保護の対象者」に改める。

別表第1を次のように改める。

### 別表第1（第3条関係）

#### 格付区分及び請負工事標準額

##### （土木一式工事）

格付区分	請負工事標準額
A号	3, 500万円以上
B号	1, 300万円以上 3, 500万円未満
C号	650万円以上 1, 300万円未満
D号	650万円未満

##### （建築一式工事）

格付区分	請負工事標準額
A号	6, 000万円以上
B号	6, 000万円未満
C号	2, 000万円未満

##### （舗装工事）

格付区分	請負工事標準額
A号	1, 300万円以上
B号	1, 300万円未満
C号	700万円未満

##### （電気設備工事）

格付区分	請負工事標準額
A号	1, 300万円以上
B号	1, 300万円未満
C号	700万円未満

##### （給排水冷暖房工事）

格付区分	請負工事標準額
A号	1, 300万円以上

B号	1, 300万円未満
C号	700万円未満

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。